

自然科学研究機構分子科学研究所装置開発室運営委員会規則

平成18年1月27日
分研規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構分子科学研究所装置開発室規則（平成16年分研規則第12号）第4条第2項の規定に基づき、分子科学研究所装置開発室（以下「装置開発室」という。）の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 装置開発室長
- 二 分子科学研究所（以下「研究所」という。）の研究教育職員若干名
- 三 研究所の技術職員若干名
- 四 研究所の職員以外の研究者及び技術者それぞれ若干名

2 前項第2号、第3号及び第4号に掲げる委員は、分子科学研究所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第2号、第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、装置開発室長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課が処理する。

附 則

1 この規則は、平成18年1月27日から施行する。

2 この規則施行後、第2条第1項第2号、第3号及び第4号により選出された最初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。